

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 23 日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般、住居確保給付金の再支給の予定について、別添 1 のとおり、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について」（令和 3 年 3 月 16 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に、この旨周知・活用いただくとともに、引き続き、民間賃貸住宅に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活に困窮されている方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添 2 のとおり、周知していることを申し添えます。

令和 3 年 3 月 16 日

事 務 連 絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく住居確保給付金については、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

現下の状況において、新型コロナウイルス感染症感染拡大に関連する解雇や雇い止めの影響は継続しており、引き続き、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難である生活困窮者からの相談は増加した状態が続くことが予想されます。

こうした状況に鑑みて、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 22 号）を一部改正し、令和 3 年 4 月から、住居確保給付金の再支給に係る申請期間の延長を行いますので、下記に示す点をご勘案いただき、規則改正に伴う手続き等について準備を進めていただくとともに、引き続きお困りの方の相談を確実に受け止められるよう必要な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和 3 年 2 月から 3 月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3 か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和 3 年 6 月 30 日まで延長する予定です。

申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（4 月 1 日）を予定しています。なお、本特例による再支給の申請は 1 度限りとします。

以上

事 務 連 絡

令和 3 年 3 月 16 日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する
緊急対策関係閣僚会議を受けた対応について

平素より住宅セーフティネットに関する取組にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」におきまして、新型コロナウイルスの影響が長引く中、非正規労働者やひとり親の方々を始め、就業に困難を抱えている方々、望まない孤独、孤立で不安を抱えている方々について、政府として支援策をとりまとめたところです。

生活の基盤である住まいに関する支援については、国土交通省において、NPO等の居住支援法人の支援に対して、別添1のとおり、追加支援を行うこととしております。また、厚生労働省においても、別添2「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について」（令和3年3月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）のとおり、住居確保給付金の再支給の申請期間の延長を行うこととしております。

つきましては、下記内容にご留意のうえ、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局及び指定居住支援法人にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関係団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

1. NPO等を通じた孤独・孤立対策

生活の基盤である住まいにおける対策が重要であることから、NPO等の居住支援法人について、入居前の相談や紹介だけではなく、孤立・孤独対策としての入居後の見守りや、生活相談・就労支援等を行う場合には、追加支援を行うこととしております。

詳細は、確定次第、国土交通省のホームページ等に掲載予定です。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

2. 住居確保給付金の再支給の申請期間の延長

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から3月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能とされてきたところですが、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第22号）が一部改正されることにより、特例の申請の期間が令和3年6月30日まで延長される予定です。

なお、申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（4月1日）を予定しており、特例による再支給の申請は1度限りとするとのことです。

【参考】新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議 議事次第・配布資料

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/corona_hiseiki/index.html

以 上

【送付先一覧】

（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会	（公社）全国宅地建物取引業協会連合会
（公財）日本賃貸住宅管理協会	（公社）全日本不動産協会
（一社）全国住宅産業協会	（一社）不動産流通経営協会
（一社）不動産協会	

NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

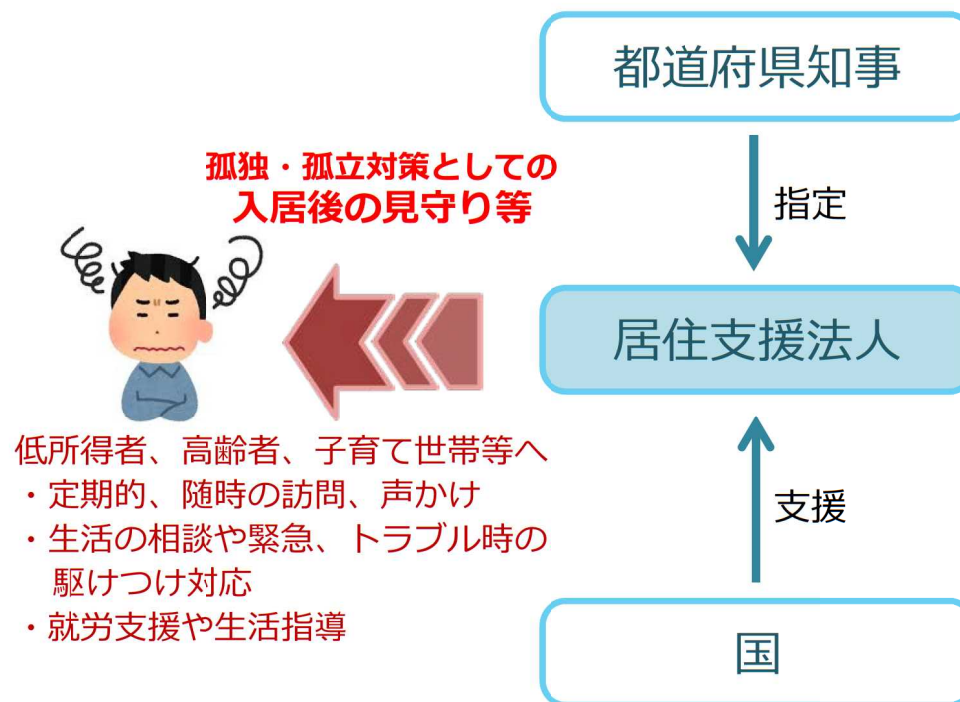
NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

● 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- ・ 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・ 367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等



● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）

- ・ 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
 - ①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- ・ 補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**

外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円